

公益財団法人世田谷区産業振興公社広告掲載要綱

平成27年2月16日

世産公発第485号

公社広報等の広告掲載取扱要綱（平成18年4月1日世産公発第58号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、公益財団法人世田谷区産業振興公社（以下「公社」という。）が発行する刊行物、印刷物、電子媒体などへの企業等の情報の掲載、掲示について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告 公社が有する資産に掲載、掲示することにより提供する民間企業等の情報をいう。
- (2) 広告掲載物 次に掲げるもののうち広告掲載が可能なものをいう。
 - イ 公社が発行する刊行物及び印刷物
 - ロ 公社のホームページなどの電子媒体
 - ハ その他理事長が適当と認めるもの

（広告の範囲）

第3条 広告掲載物に掲載することができる広告は、法令等に違反せず、かつ、そのおそれのないもので、公正かつ社会的信用のあるものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載物への掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの又は選挙に関するもの
- (5) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (10) 虚偽若しくは誇大であるもの又はその疑いがあるもの、事実を誤認するおそれがあるもの等その他消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (11) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(12) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として適当でないとして理事長が認めるもの

(広告の規格、募集方法等)

第4条 広告の規格、掲載位置、募集方法、掲載料等については、当該広告媒体ごとにその性質に応じて、産業振興課長がその都度定める。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、各基準を適用する。

(1) 中小企業勤労者福祉事業に関する広告の掲載料及び折込料は、別表第1に定める金額とする。

(2) 区内観光に係る情報の収集、提供及び交流に関する広告の掲載料は、別表第2に定める金額とする。

(掲載の優先順位)

第5条 広告掲載物に掲載する広告を選定する際の優先順位は、次のとおりとする。

第1順位 民間企業等のうち、区内に本社、支店等の活動拠点を有するもの

第2順位 民間企業等のうち、公共的性格を有するもの

第3順位 その他の民間企業等

2 前項の規定にかかわらず、中小企業勤労者福祉事業に関する広告掲載物に掲載する広告を選定する際の優先順位は、次のとおりとする。

第1順位 中小企業勤労者福祉事業に関する規則（以下「事業規則」という。）第4条の規定により入会した事業所

第2順位 事業規則第1条に規定する事業目的を達成するための契約を取り交わしている施設及び企業、又は理事長が特に認めたもの

第3順位 理事長が特に認めたもの

(広告の審査等)

第6条 産業振興課長は、広告媒体に掲載し、又は掲出する広告に関する審査を行い、その可否を決定する。

(広告掲載の取消し)

第7条 産業振興課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができる。

(1) 広告主が公社の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

(2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。

(3) 広告主が掲載料を指定する期日までに納付しないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、公社の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

(その他)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年2月16日から施行する。

2 改正後の公益財団法人世田谷区産業振興公社広告掲載要綱の規定は、平成27

年2月16日以降の広告申込について適用し、同日前の広告申込については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年2月16日から施行する。
- 2 一部改正後の公益財団法人世田谷区産業振興公社広告掲載要綱の規定は、平成28年2月16日以降の広告申込について適用し、同日前の広告申込については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年9月30日から施行する。
- 2 一部改正後の公益財団法人世田谷区産業振興公社広告掲載要綱の規定は、令和2年9月30日以降の広告申込について適用し、同日前の広告申込については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

1 中小企業勤労者福祉事業に関する広告の掲載料

（1）会報誌「せら」（A4判）

| 掲載位置 | 大きさ | 色数 | 掲載料金 |
|------|-----|----|----------|
| 裏表紙 | 1/2 | 4色 | 80,000円 |
| | 1/4 | 4色 | 40,000円 |
| 3頁以降 | 全面 | 4色 | 120,000円 |
| | 1/2 | 4色 | 60,000円 |
| | 1/3 | 4色 | 40,000円 |
| | 1/4 | 4色 | 30,000円 |

*連続6回掲載の場合は1回分を無料とする。

（2）利用ガイド（A4判）

| 掲載位置 | 大きさ | 色数 | 掲載料金 |
|-----------------------------|-----|----|----------|
| 裏表紙の裏面 | 全面 | 4色 | 200,000円 |
| | 1/2 | 4色 | 100,000円 |
| その他のページ (表紙(表裏)及び裏表紙を除く) | 全面 | 2色 | 180,000円 |
| | 1/2 | 2色 | 90,000円 |
| | 1/3 | 2色 | 60,000円 |
| | 1/4 | 2色 | 45,000円 |

2 中小企業勤労者福祉事業に関する広告の折込料

| 広告主の順位 | 大きさ・重量 | 折込単価 | |
|--------|--------|------------------------------|-----|
| 第5条第2項 | 第1順位 | A4判以内(10 ^g 未満) | 6円 |
| | 第2順位 | A4判以内(10 ^g 未満) | 8円 |
| | 第3順位 | A4判以内(10 ^g 未満) | 10円 |
| | 第1順位 | B4・A3判等(10~20 ^g) | 10円 |
| | 第2順位 | B4・A3判等(10~20 ^g) | 12円 |
| | 第3順位 | B4・A3判等(10~20 ^g) | 15円 |

※A4判を超える場合は、二つ折り等にしてA4判以内で折り込むものとする。
また、20^gを超える場合は、超える分の折込単価を加算するものとする。

別表第2（第4条関係）

1 区内観光に係る情報の収集、提供及び交流に関する事業

（1）観光ホームページバナー広告

| 掲載位置 | 規格 | 形式 | 掲載料金（月額） |
|---------|-------------------------|-----|---------------------------|
| トップページ下 | 縦 83 ピクセル 横 240 ピクセル | JPG | 会員 10,000円 非会員 20,000円 |

※上記会員とは、世田谷まちなか観光交流協会を構成する会員。

※広告掲載期間は1ヶ月単位とし、年度内において、最長掲載期間は12ヶ月までとする。

なお、掲載期間が1ヶ月に満たない場合でも、広告掲載は可能とする。ただし、日割り計算による掲載料金の返金を行わない。

※お申し出により広告掲載を取り下げた場合において、同様に日割り計算による掲載料金の返金を行わない。ただし、掲載予定期間が月単位で残っている場合においては、満了日までの該当期間分の掲載料金を返金する。なお、返金に伴う諸費用は申請者の負担とする。

※翌年度以降も継続して広告掲載を希望する場合は、掲載期間満了日の1か月前までに申請手続きをすることにより、継続しての掲載を可能とする。ただし、その場合においても、再度審査を行うこととする。